

# 7

## 建設業に関すること

一定規模を超える工事をする業者には、国土交通大臣または都道府県知事の許可が必要になります。

- 建設業許可申請
- 経営状況分析申請
- 経営事項審査申請
- 入札参加資格審査申請

